

吹田市 バリアフリー基本構想策定 (南吹田地区)

だれもがやさしくなれる吹田のまちづくり
ーバリアのない交通・まち・ひと・しくみー

(第2回 策定会議 資料)



平成29年11月17日

● 目 次 ●

(1) 検討範囲	1
(2) 第1回策定会議のふりかえり	2
(3) 事業者ヒアリングの実施	4
(4) ワークショップの実施	5
(5) 重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路の考え方	7
(6) バリアフリー化事業内容	10

【1】検討範囲

●検討範囲

- ・吹田南小学校区
- ・吹田第六小学校区

※一部は「吹田・豊津重点地区」となっているため除外とする。



(写真) 検討地域航空写真(国土地理院より)

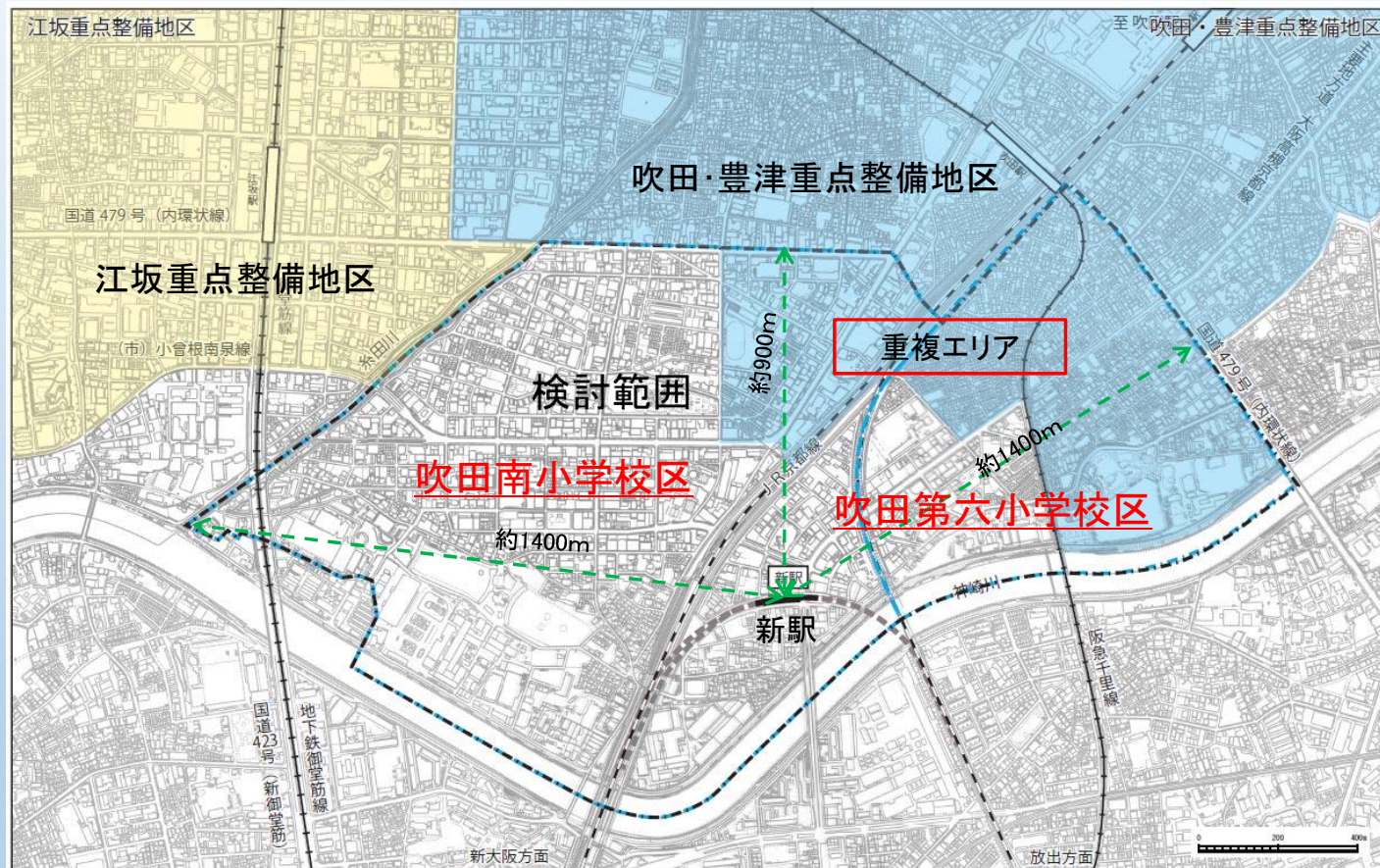


図-1 検討範囲

【2】第1回策定会議のふりかえり

第1回策定会議において、主に以下の視点についての意見があがった。

- ①隣接し、既存計画が策定されている、吹田・豊津重点整備地区、江坂重点整備地区との整合性
- ②新駅が開業していないのでイメージが出来ない
- ③重点整備地区のエリア、生活関連経路の位置づけ

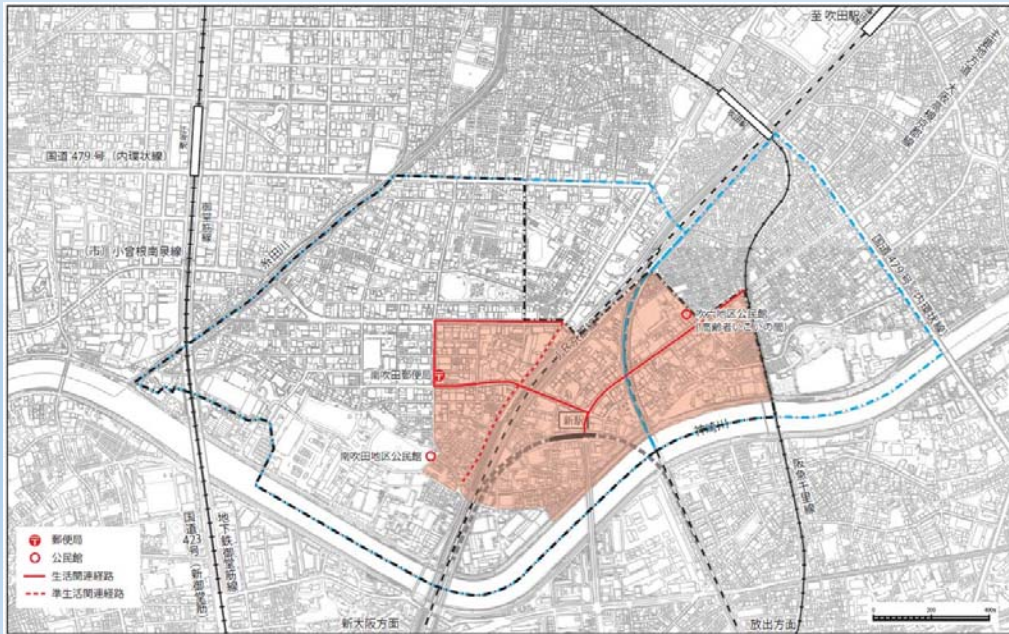


図-2 第1回策定会議提案重点整備地区(案)

①吹田・豊津重点整備地区、江坂重点整備地区との整合性

第1回策定会議では、既に計画がされており、隣接する「吹田・豊津重点整備地区」と「江坂重点整備地区」、それぞれの整合性についてご指摘がありました。

本市では、現在建設中の新駅を除く市内14駅全ての駅を拠点に重点整備地区を設定し、駅からの主要道路に対して生活関連経路として位置づけを行い、地域に住む人はもちろんのこと、地域外から来られる人に対しても駅から、生活関連施設を始めとする施設へ安全で安心に移動出来るように努めてきました。

今回の基本構想策定においても市内14駅と同様な考えで検討を行っていきます。

また、10月24日に実施されたワークショップの結果などを踏まえた上で、重点整備地区、生活関連経路の位置づけを行っていきます。

②新駅が開業していないのでイメージが出来ない

第1回策定会議後に大阪外環状鉄道(株)に伺い、ヒアリング調査を実施させて頂きました。

ヒアリング結果、おおさか東線で先に開業しています、新加美駅が新駅の構造に近いことがわかり、事務局で新加美駅に現地踏査をいたしました。

③重点整備地区のエリア、生活関連経路の選定

第1回策定会議後の10月24日にワークショップを開催し、多角的なご意見を多数いただきました。

「①吹田・豊津重点整備地区、江坂重点整備地区との整合性」と併せ、7頁以降に重点整備地区、生活関連経路の位置づけを検討していきます。

■新駅に関して

第1回策定会議後、新駅を建設している大阪外環状鉄道㈱にヒアリング調査を実施しました。

本年9月現在のホーム建設状況は画像の通りとなっています。

現在、コンコースの整備が進められており、整備イメージは以下のパース

に描かれている通りとなっています。

類似駅として、先に開業しているおおさか東線新加美駅が同構造となっており、参考として新加美駅の画像を掲載します。



大阪外環状鉄道㈱提供

新駅改札付近(コンコース)イメージ



大阪外環状鉄道㈱提供

新駅ホーム建設状況 (H29.9頃)



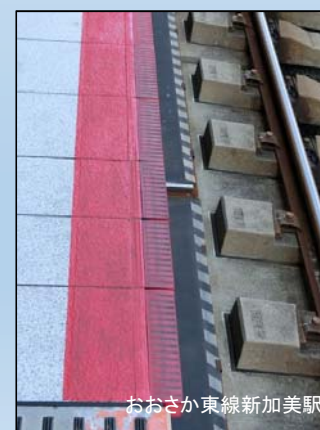
大阪外環状鉄道㈱提供

新駅ホーム建設状況 (H29.9頃)



おおさか東線JR俊徳道駅

列車停車イメージ



おおさか東線新加美駅

転落防止対策(くし状転落防止材の設置)



おおさか東線新加美駅

エレベーター

【3】事業者ヒアリングの実施

重点整備地区、生活関連経路の位置づけを行うにあたり、関係事業者に対してヒアリングを実施した。ヒアリングを実施した箇所について以下に示す。

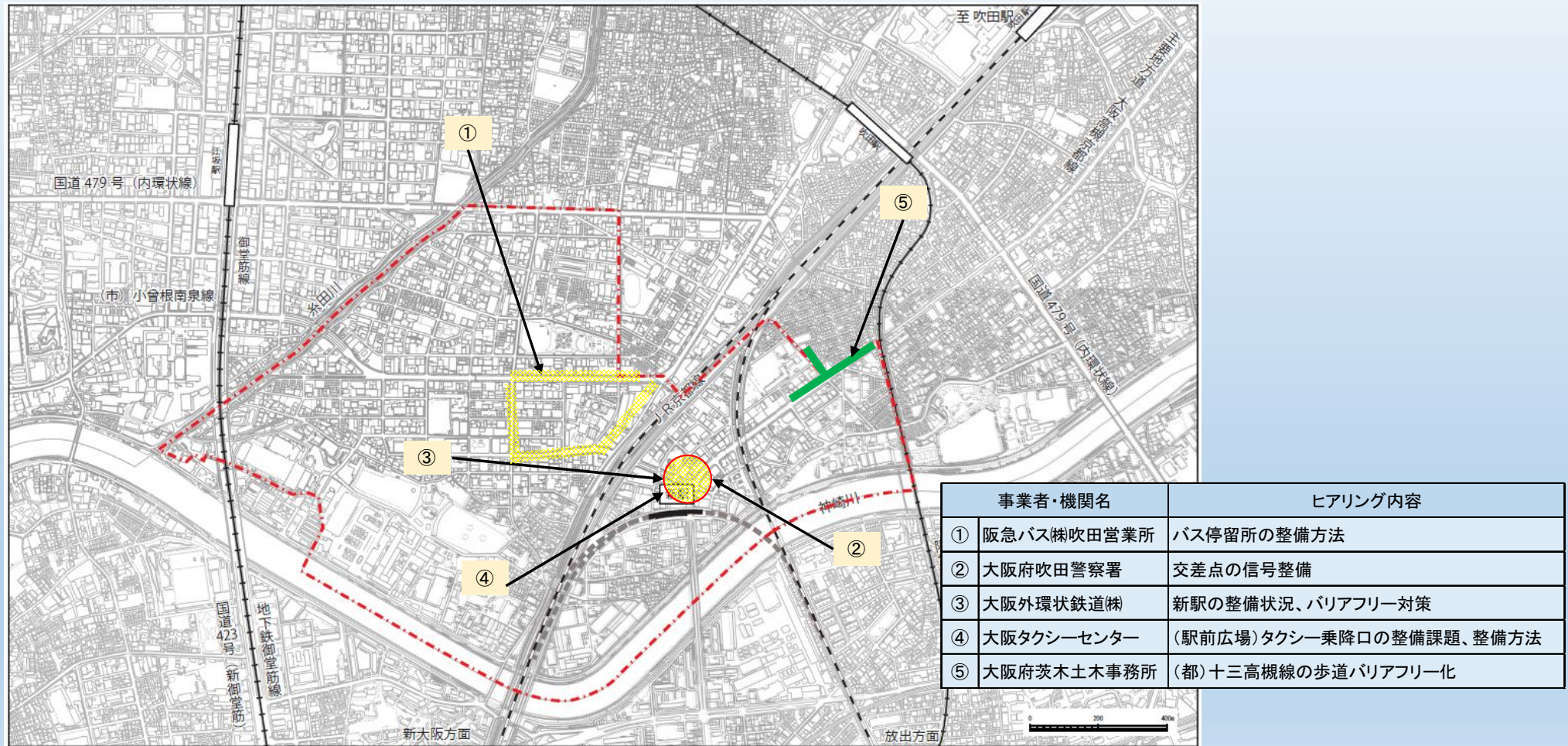


図-3 事業者ヒアリング実施位置と内容

【4】ワークショップの実施

主に地域住民の方、委員の方を中心に19名の方にご参加していただき、10月24日にワークショップを開催した。
ワークショップでは、事務局で用意した地域の写真を踏まえ、バリアフリ

ーの問題、地域の問題を取り上げていただき、3つのグループに分かれて、活発に対応策の検討を行っていただいた。



ワークショップでは以下の問題点があげられた。

【重点整備地区に関する問題】

- 重点整備地区を吹田南小学校まで西側に広げて欲しい

【生活関連経路（道路）に関する問題】

- 市道南吹田23号はJR線に沿った市道となっているが、歩道がなく危険
- 南吹田郵便局と歩道との傾斜が大きく危険
- バス停留所に視覚障がい者誘導用ブロック（以下点字ブロックと称す）は必要はないのか
- 穂波芳野線、（都）南吹田駅前線の歩道に点字ブロックがない
- 交差点の歩行者溜りに点字ブロックがない
- （都）十三高槻線と駅前広場を点字ブロックでつなげてほしい
- 公共施設へ向かう道路の歩道が狭く、点字ブロックがない

【駅前広場に関する問題】

- 駅前広場は障がい者の方がスムーズに通行できるように電柱などの整備は埋めてもらう方がよい。
- バス停留所の整備が必要である。

【交通安全に関する問題】

- 新駅西側の交差点に信号がないと危険
- 横断歩道の横断時間がわからず、不安である
- 音声信号（音響式信号機）の設置がないと、横断してよいかわからない
- 南吹田地区公民館に通じる交差点は交通量が多く、信号機がないと横断が怖い
- 信号機青現示の横断可能時間、待ち時間の表示など情報がほしい

【新駅に関する問題（※大阪外環状鉄道提供パスなどの資料からの意見）】

- 券売機は車椅子利用者からすると切込みがないとパネルにタッチが出来ず、購入がしづらい、また点字対応のボタン式にして欲しい
- 車椅子対応自動改札が少なく、点字ブロック上を通行するため、通行しづらい
- エレベーターが見つけづらい
- 列車接近放送を大阪市の地下鉄のように方面別で分けてほしい
- 多機能トイレを複数設置してほしい
- ホーム柵（ホームドア）の設置がないと危険



券売機イメージ(新加美駅)



南吹田23号線の状況



吹六地区公民館前道路の状況

【5】重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路の考え方

■重点整備地区とは

「高齢者や障害のある方などの移動上及び施設の利用上の利便性、安全性の向上を促進する。」ことを目的としており、重点整備地区は、「生活関連施設（高齢者、障害のある方などが日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設及びその他の施設）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。」と定められています。

●生活関連施設の集積性（配置要件）

- 生活関連施設のうち、特定旅客施設や官公庁施設や福祉施設等の特別特定建築物が3以上あること
- 地区の面積はおおむね400ha未満（半径約1km圏域未満）
- 施設間の移動が通常徒歩で行われる範囲

●移動等円滑化の事業実施の必要性（課題要件）

- 高齢者、障害者等による施設の利用状況や、土地利用や諸機能の集積の実態と将来の方向性、実現可能性からみて、事業実施の必要性が高いこと

●総合的な都市機能の増進に対する有効性（効果要件）

- 社会参加の機会、勤労の場の提供等都市機能の増進に効果的な事業の実施が可能なこと

■生活関連経路・準生活関連経路とは

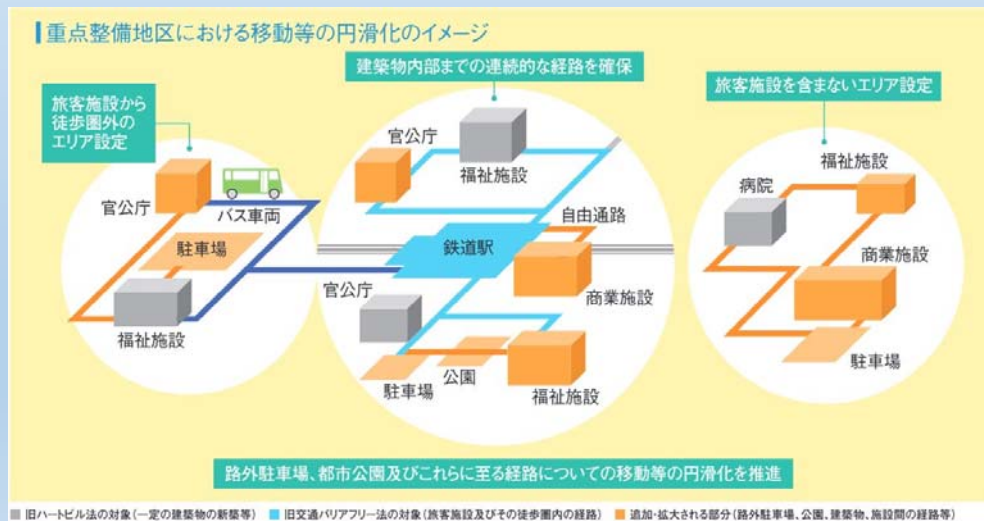
【生活関連経路】

主に特定旅客施設（平成31年春開業の新駅）と生活関連施設を結ぶ経路の内、移動円滑化のための事業実施の必要性が高く、可能性がある経路または既に移動等円滑化されている経路のことを言います。

平成32年度目標に、整備が完了するように努めます。

【準生活関連経路】

主に特定旅客施設（平成31年春開業の新駅）と生活関連施設を結ぶ経路の内、移動円滑化のための事業実施の必要性は高いが、事業実施が困難な経路のことを言います。平成32年度以降を含めた長期的な取組を進めていくこととします。



■生活関連施設とは

高齢者、障がい者等をはじめ不特定多数の方が利用する建築物、公共交通機関の施設、公園、道路などを「生活関連施設」と言います。

第1回策定会議、事業者ヒアリング、ワークショップによる地域住民の考え方などを踏まえ、重点整備地区と生活関連経路の位置づけを以下の基本方針に基づいて検討していきます。

(1) 重点整備地区を位置づけるための考え方と区域

- 1日の乗客数が開業当初約3,200人(開業10年後5,000人程度)と推測されている新駅を特定旅客施設とし、これを中心に徒歩圏として考えられる概ね500mの範囲とします。
(※特定旅客施設の指定は、平成31年春開業後に実施します。)
- 郵便局、地区公民館、高齢者施設など高齢者や身体障がい者等が普段よく利用すると考えられる公共施設を含む範囲とします。
- 行政拠点「市役所」、大規模ホール「吹田市文化会館(メイシアター)」、これらの最寄り駅となる阪急吹田駅と生活関連施設間を結ぶ歩行者の移動が将来的にも予想され、施設相互間を結ぶ経路のバリアフリー化が必要と考えられる道路を含む範囲とします。
- 地区内のバリアフリー化を推進することで、既にバリアフリー基本構想が作成されている他の地区(重点整備地区)の歩行者ネットワーク等が一体となり相乗効果が得られると考えられる範囲とします。

- 重点整備地区：
新法による重点整備地区の定義を踏まえ、新駅を中心に徒歩圏と考えられる面積約165haの区域とします

(2) 生活関連施設を位置づけるための考え方と位置づける施設

- 新法による生活関連施設の定義を踏まえ、以下に示す施設を生活関連施設と位置づけます。
このうち、利用頻度が高くなると考えられる新駅については特定旅客施設としてバリアフリー化を進めるものとします。

- 特定旅客施設：おおさか東線新駅
- 生活関連施設：大阪南吹田郵便局・南吹田地区公民館・吹六地区公民館
- 他地区連携施設：吹田市役所・吹田市文化会館(メイシアター)・阪急吹田駅

(3) 生活関連経路を位置づけるための考え方と位置づける経路(路線)

- 新駅や生活関連施設間を結ぶ主要なルートであり、優先的に整備する必要のある路線として生活関連経路を次のように位置づけました。
なお、主たる経路ではないものの生活関連経路を補完し、生活関連経路と同様にバリアフリー化を行う必要があると考えられる経路について準生活関連経路と位置づけました

- 生活関連経路：①(都)南吹田駅前線(市道南吹田17号線、市道南吹田89号線、市道金田大吹橋線、新駅交通広場を含みます)
- ②市道穂波芳野線
- 準生活関連経路：③(都)十三高槻線
- ④市道南吹田23号線
- ⑤市道南清和園川岸1号線
- ⑥金田大吹橋線

前頁の

- ・(1)重点整備地区を位置づけるための考え方と区域
- ・(2)生活関連施設を位置づけるための考え方と位置づける施設
- ・(3)生活関連経路を位置づけるための考え方と位置づける経路の考え方を踏まえた「重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路」を図に示す。

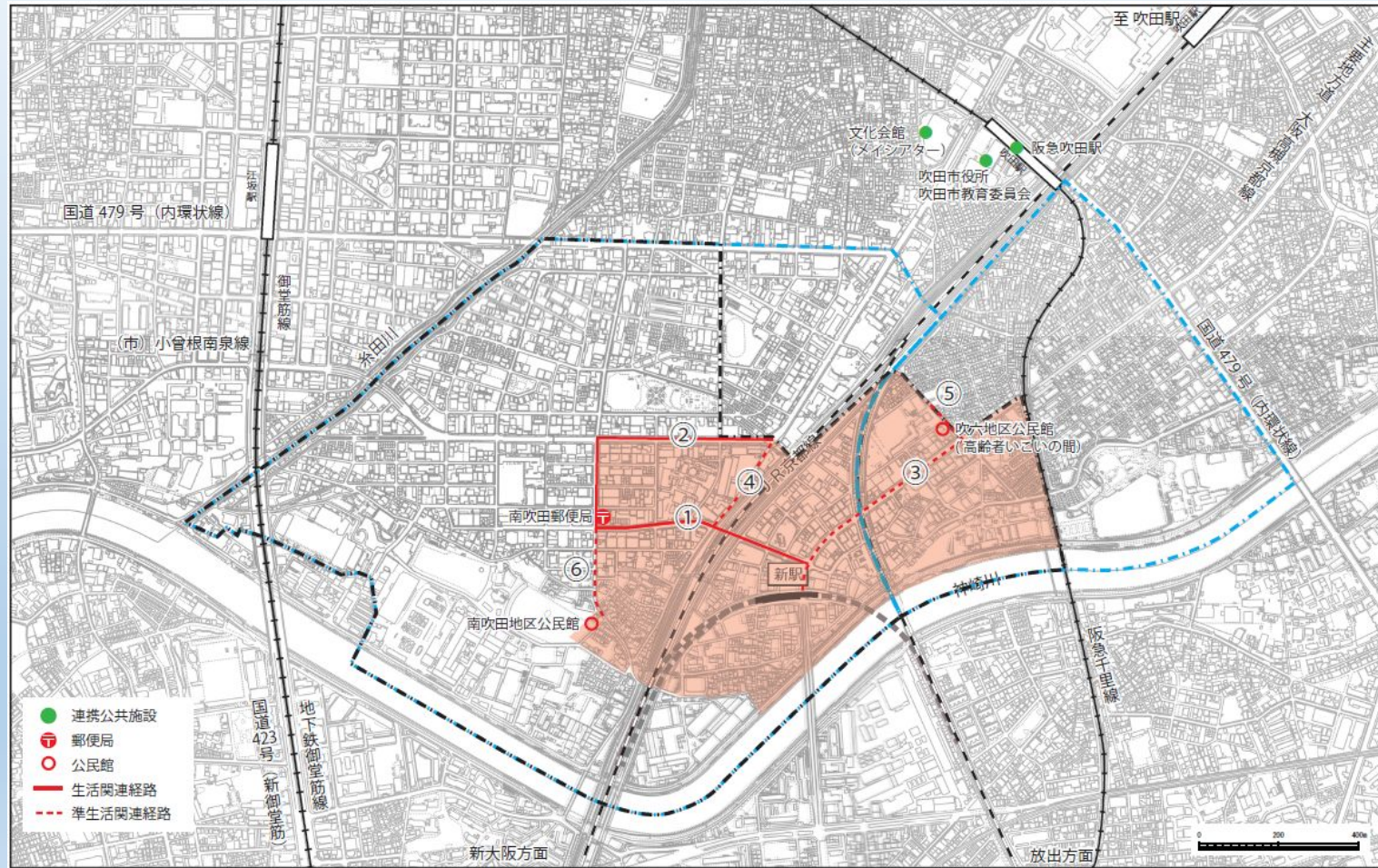


図-4 重点整備地区と生活関連経路

【6】バリアフリー化事業内容

本基本構想は、バリアフリー法に基づき、国・地方公共団体・公共交通事業者・施設設置管理者・公安委員会・市民が、それぞれの役割と責務を果たすことによって、南吹田地区のバリアフリー化を実現して行くことを前提に作成を行っています。

(1) 公共交通特定事業

① おおさか東線 新駅

平成31年春に開業予定のおおさか東線（新大阪駅～放出駅）に設置される当駅は、エレベーター、エスカレーター、点字ブロック、幅広(車椅子対応)自動改札機、多機能トイレの設置が予定されています。

本構想策定時には、新駅が完成しておらず、設置者である大阪外環状鉄道株式会社にヒアリング調査を実施、ワークショップで出された意見を反映して頂くように要望をいたしました。

新駅開業後も引き続き、市民の皆様や新駅を利用される利用者からのご意見に耳を傾け、誰もが利用しやすい駅を目指します。

【新駅の概況】

○設置位置

＜所在地＞大阪府吹田市南吹田(新大阪←約2.0km→西吹田←約1.3km→淡路)

○駅設備の概要

高架下駅舎、相対式ホーム2面(8両対応)、
エレベーター2基(各ホーム1基)、エスカレーター4基(各ホーム上り1基・下り1基)

○デザインコンセプト

「神崎川と水路の風景」

新駅周辺は、神崎川の水資源を生かした水田、くわいの栽培地であった地域の歴史・風土のあるまちであることから、神崎川・水路の風景を表現しています。



西吹田駅(仮称)イメージパース



西吹田駅(仮称) 工事の様子

② バス、バス停留所

■ 整備内容(目標)

● バス車両：低床バスの導入

現在多くの路線バスは低床バスで運行されていますが、引き続き新規車両導入時、代替車両については、低床バスの導入を進めていきます。

● バス停留所

バス停留所の利用状況を踏まえ、バス停に上屋、ベンチ等の設置に努めていきます。

誰もがわかりやすい、時刻表の表示、路線図の表示に努めていきます



バリアフリー対応車両

(2)道路特定事業

1. 生活関連経路

① 都市計画道路 南吹田駅前線

①-1 南吹田17号線

- ・歩道の有効幅員確保に努めます。
- ・車椅子利用の利便性を高めるため、段差・勾配の解消、バリアフリー化に配慮した路面舗装の整備を行います。
- ・視覚障がいをお持ちの方に安心して移動をして頂けるように点字ブロックの整備を行います。
- ・照明施設の整備に努めます。

①-2 金田大吹橋線

- ①-1 と都市計画道路南吹田駅前線に指定されており、南吹田17号線と同様な整備を図っていきます。
- ・歩道の有効幅員確保に努めます。
 - ・車椅子利用の利便性を高めるため、段差・勾配の解消、バリアフリー化に配慮した路面舗装の整備を行います。
 - ・視覚障がいをお持ちの方に安心して移動をして頂けるように点字ブロックの整備を行います。
 - ・照明施設の整備に努めます。

② 穂波芳野線

- ・歩道の有効幅員確保に努めます。
- ・車椅子利用の利便性を高めるため、段差・勾配の解消、バリアフリー化に配慮した路面舗装の整備を行います。
- ・視覚障がいをお持ちの方に安心して移動をして頂けるように点字ブロックの整備を行います。
- ・照明施設の整備に努めます。

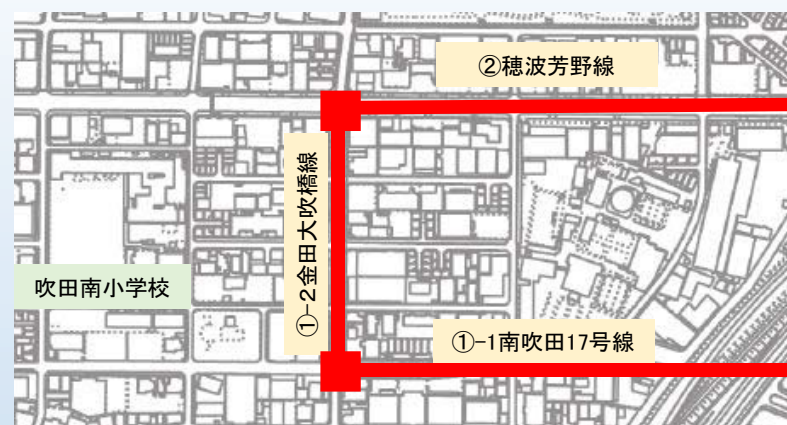


図-5 道路特定事業 路線位置図(1)



2. 準生活関連経路

③ 都市計画道路 十三高槻線(川岸南吹田線)

・新駅から吹田第六小学校西交差点までは点字ブロックが整備されていますが、吹田第六小学校西交差点から吹田第六小学校前交差点の区間は未整備となっており、引き続き点字ブロックの整備に努力していきます。

④ 南吹田23号線

・当路線の起点は穂波芳野線と接続し、現在整備中の(都)南吹田駅前線と接続予定であり、新駅を含む南吹田地区から市役所・阪急吹田駅等への移動ルートになると考えられるため、現在は歩道が整備されていませんが、歩行空間の確保とバリアフリー化に配慮した舗装に努めます。

⑤ 南清和園川岸1号線

・当路線は吹田第六小学校の通学路となっており、また高齢者施設「いこいの間」吹六地区公民館が立地していますが、歩道には大きな段差があり必ずしも良好な通行環境ではありません。

今後は、段差の解消、バリアフリー化に配慮した路面舗装、点字ブロックの整備、歩道の有効幅員の確保に努めます。

⑥ 金田大吹橋線

・当路線は、歩道が整備されていますが、大きな段差等があり必ずしも良好な通行環境ではありません。

今後は、段差の解消、バリアフリー化に配慮した路面舗装、交差点の点字ブロックの整備に努めます。

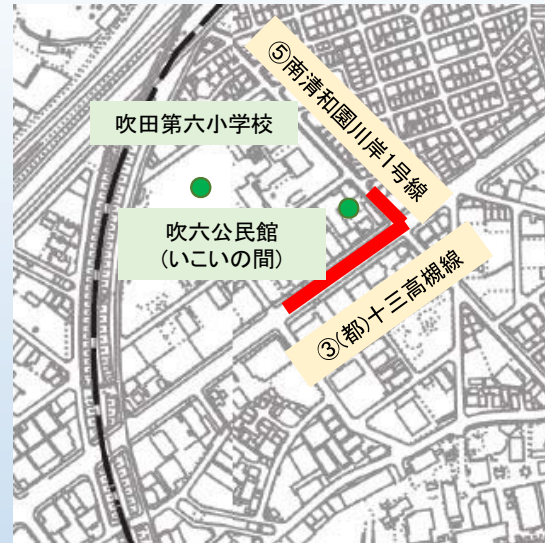


図-6 道路特定事業 路線位置図(2)



図-7 道路特定事業 路線位置図(3)



図-8 道路特定事業 路線位置図(4)



⑥金田大吹橋線

(3) 建築物特定事業

現在、重点整備地区内には建築物特定事業対象施設はありません。
今後、公共施設や商業施設などが新たに建築される際には、以下の内容に従った整備に努めていきます。

■整備内容

●出入口

必要な幅の確保や、自動扉、または車椅子利用者が容易に開閉できる扉の整備

●廊下等

必要な幅の確保や滑りにくい床面の整備

●階段

手すりの整備

●スロープ

必要な幅の確保や勾配の改善、手すり等の整備

●エレベーター・その他の昇降機

エレベーターの整備

●トイレ

車椅子用トイレ及びオストメイト仕様トイレを含む多機能トイレの整備、手すり等の整備、段差解消、床置きまたは壁掛式の小便器(受け口の低いもの)の設置

●敷地内の通路

歩行者動線に配慮した通路のバリアフリー化

●駐車場

車いす利用者用駐車ますの整備

●誘導情報案内施設

視覚障がい者誘導用点字ブロックの整備
案内表示の充実

(4) 交通安全特定事業

■整備内容

●信号機

・安全に横断できる歩行者用青信号の時間の調整に努めます。

新駅開業後に歩行者や自動車の利用状況等をふまえ、地域住民との協議を行い、音響信号機や、弱者感应信号機の設置の必要性について検討します。

・生活関連経路上の信号機については、歩行者の安全な横断に配慮した歩行者用信号灯器の設置を検討します。

●横断歩道

・生活関連経路上で、横断歩道の設置を必要とする箇所の検討を行わない、整備に努めます。